

平成二十二年二月十日提出
質問第一〇四号

平成二十一年度補正予算の執行停止の定義に関する質問主意書

提出者
馳
浩

平成二十一年度補正予算の執行停止の定義に関する質問主意書

平成二十二年二月八日の衆議院予算委員会での、学校耐震化に係る平成二十一年度補正予算を執行停止にして高校授業料無償化の財源を確保したという下村博文議員の発言に対し、川端達夫文部科学大臣は、公立学校の新築、耐震化事業と併せて実施する増築事業等は地方自治体からの申請が見込まれないためであり、執行停止にしたものではない旨、答弁した。

従って、次の事項について質問する。

一 文部科学省作成の資料「平成二十一年度補正予算の見直しについて」では、川端達夫文部科学大臣の説明の公立学校の「耐震化（新築・増築）」について、百二十七億四千万円が「うち執行停止額」「執行停止額計」として記載されており、資料上からは「執行停止」と読める。川端大臣の説明と矛盾するが、「文部科学省の」ではなく、「鳩山政権の」平成二十一年度補正予算に係る「執行停止」の定義及び川端大臣の発言との整合性を問う。

二 公立学校の「耐震化（補強・改築）」については、一千七百九十五億八千三百万円全額が交付決定されており、執行停止とされたものはないが、当該予算の交付を決定したのは麻生政権（平成二十一年九月十

六日まで)の時期と考えるが、確認する。
右質問する。